

東葛モラルアップ通信 令和6年12月号



チーム東葛飾、子供たちの未来のために。～育成・共創～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議

今月のテーマ 「わいせつ・セクハラ」

年間テーマ：第三者の気づく力の醸成

千葉県教育委員会の懲戒処分件数

わいせつ セクハラ案件 (R6.11 現在)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度(11月まで)
	7	14	7	12	17	2

※令和4年度 全国のわいせつ行為等による懲戒処分件数は242件、うち児童生徒に対するものは119件(約49.2%)

性暴力は「魂の殺人」

千葉県教育委員会では、『児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする』と規定しています。

※R6.11 一部改正された千葉県教育委員会懲戒処分の指針より

性暴力とは…？

※令和4年4月1日施行

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律で禁止されている行為

- ①児童生徒との性行為等
- ②児童生徒へのわいせつ行為等
- ③面会や自撮りの要求、児童ポルノ法違反、性的部位の撮影等
- ④痴漢行為、盗撮行為
- ⑤悪質なセクハラ行為

児童生徒の同意の有無は関係ない！

Question

『こんな時どうしますか？』周りの方と意見を交わしてみましよう

場面1 生徒Aとの教育相談(面談)にて。

A「悩み事があったんですが顧問のB先生が親身になって相談に乗ってくれたんです。」 「それは良かったね。」
「どうしても涙が止まらない時も、夜遅かったのに、B先生は連絡したらすぐに、家の近くまで来てくれて、車の中で話を聞いてくれたんですよ。」 「親御さんはその話、知っているの？」
「親は口うるさいだけなので何も言ってません。親以上にB先生のことを心から信頼しています！B先生がいなかったら、私、学校に来られなかったかもしれません。」
あなたならどうする…？

場面2

ある日の放課後、空き教室の前を通りかかったところ、閉まっていたドアが開き、C教諭とC教諭が担任する生徒Dとが、2人で出てきたところに出くわした。
C教諭は「じゃあまた明日ね、さようなら」と言い、生徒Dも「はい、さようなら」と言って何事もないような様子で昇降口へ向かっていった。
あなたならどうする…？

場面3

ある日の朝、隣の学級に所属する児童Eが足取り重く廊下を歩いている。表情をみると、どこことなく暗いことに気がついた。「どうしたの？」と声をかけると、児童Eは突然泣き出し、「担任のF先生に体を触られたのがとても嫌だった、クラスに行きたくない。」と言った。あなたならどうする…？

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」 3つの義務

防 止 | 教職員と児童生徒の間に 恋愛関係は成立しません。

性暴力等により、児童生徒の自己の身体を侵害されることは絶対にあってはなりません。

性暴力を受けた子どもの中で、①最初は恋愛と思い込む②何年も後になってから被害を自覚する③心の傷に生涯苦しむという流れをたどるケースも多いと言われています。

場面1において、「夜遅く校外で2人きりで会う」…避けるべき行為です！

「SNSで私的なやりとりを行う」「自家用車に同乗させる」…無許可では禁止行為です！

管理職に報告をし、未然防止の手立てを考えていきましょう！

第三者の気づく力『止めてあげられるのはあなただけかもしれない…』

早期発見 | 「性被害を受けたら誰かに話すだろう」 「性被害だったら抵抗するだろう」は間違い！

性暴力加害者は暴力や脅しを巧みに使い、被害者のマインドコントロールを行います。

性被害者は二次被害(かえって非難される等)を心配し、警察への通報率は10数%程度と試算されています。そのため、相談を受けたり性暴力の疑いを持ったりした教職員側に「通報義務」を課しています。

児童生徒性暴力等の事実があると“思われた”場合、隠ぺいはもちろん『放置』しても法律違反です！

場面2において、「嫌がっている様子はなかったから」ではいけません。

「児童生徒と密室で2人きりになっていた」これだけで十分に疑う余地のある行為です。

管理職への報告や、部屋の中で行われていた事実内容によっては警察へ通報を行う必要があります。

子どもを守るため、早期発見する手立てを考えていきましょう！

第三者の気づく力『言い出せずにもがき苦しんでいるかもしれない…』

対 処 | 児童生徒から被害を打ち明けられた時の 対処方法を知っていますか？

性被害を受けた子どもは、心や身体に大きな衝撃を受け、傷ついて混乱しています。最初の聞き取りを適切に行わないと、記憶がすり替わったり上書きされたりしてしまう可能性があります。(記憶の汚染)
また、まわりから心無いことを言われたり、配慮のない対応をされたりすることで、被害者本人がさらに傷つくような二次被害を防ぐ必要もあります。

場面3において、初期の聞き取りに関しては

- ①聞き取りは最小限(誰が、誰に、何をした)にとどめ、速やかに通報・通告する。
- ②初期聴取の状況の記録をとる。(何月何日何時頃、打ち明けた場面と文脈、問答そのもの)
- ③他の人が子どもからもう一度話を聞くことを避ける。

ことに気をつけて下さい。

子どもをこれ以上傷つけないために、正しい対処方法を身に付けましょう！

第三者の気づく力『心身に大きく深い傷を負っているかもしれない…』

あなたのその『気づき』で守られる子どもがいます！

<参考> 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における

取組事例集及び教育職員向け研修用動画(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html

